//www.citu.shinjuku.lg.jp/

令和3年(2021年)

発行:新宿区

編集:新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 **2**03-5273-3740

大切な想い この一票で伝えよう

東京都議会議員選挙

特集号

~主な掲載内容~

◆3面

- ◆ 1 面
- 投票できる方
- 投票所における新型コロナ感染症対策
- ◆2面
- 期日前投票のご案内各種不在者投票のご案内



7月4日

【告示日6月25日】 投票時間は午前7時~午後8時です

区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底 したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします。(詳しくは、3面をご覧ください。)

投票できる方◆

■新宿区で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票で きます。

- (1) 平成15年7月5日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和3年3月24日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3)令和3年6月24日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

■前住所地で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、「(都内の)前住所地の区市町村」で投票できます。 (注1)

- (1) 前住所地が**都内**であること。
- (2) 平成15年7月5日までに生まれた日本国民であること。
- (3) 令和3年3月25日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (4) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。
 - ①前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されて いる可能性があります。
- ②前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録が なくなります。
- ③前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります。 ※①~③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注1)

前住所地で投票する場合、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要 です。新宿区で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所がある ことを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカー ド、通常の住民票等)をご持参いただくと、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等が無くても投票できますが、確認のためにお待たせするこ とがあります。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1 階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行します。

■都**外**から転入した方

令和3年3月25日以降に、都外から新宿区に転入の届出をした方は、今回の東京 都議会議員選挙の投票はできません。

■都外に転出した方・する方

令和3年6月25日までに「都外」へ転出した方は、今回の東京都議会議員選挙の 投票はできません。

但し、令和3年6月26日以降に都外へ転出する場合は、転出する日までの間、期 日前投票をすることができます。

■新宿区から都内に転出した方・する方

(1) 令和3年3月25日以降に転出し、新住所地へ転入届をした方 新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地で は投票できません。)。

(2) 令和3年3月4日~令和3年3月24日の間に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年3月24日までに新住所地へ 転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年3月25日以降に新住所 地へ転入届をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿 区で投票できます。(注2)

(3) 令和3年3月3日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年3月24日までに新住所地へ 転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年3月25日以降に新住所 地へ転入届をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿 区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合が あります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注2)

新宿区で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要 です。新住所地で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があ ることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバー カード、通常の住民票等)をご持参いただくと、スムーズに投票ができます。 選挙用住民票等が無くても投票できますが、確認のためにお待たせするこ とがあります。選挙用住民票(無料)は、新住所地の住民票取扱い窓口にて交付 を受けてください。

■新宿区内で転居された方

- (1) 令和3年6月11日金までに区内で転居の届出をされた方 新住所の投票所で投票してください。
- (2) 令和3年6月12日は以降に区内で転居の届出をされた方 旧住所の投票所で投票してください。
- ※上記は、投票日当日(7月4日)に投票される場合です。期日前投票を利用される 場合は、どの投票所でも投票できます【2面を参照】。

投票の仕方

投票用紙には「候補者1名の氏名」のみを書いてください。候補者の氏名以外 は書かないでください(余計な記述は、無効票の原因となることがあります。)。

投票所変更のお知らせ

今回の選挙では、右の2か所の投票所が変更にな ります。お手元に届く投票所整理券をよくご確認の うえ、ご来場ください。

また、最近区内で転居をされた方は、前述の「新宿 区内で転居された方 | をご参照ください。

なお、第44投票所の「淀橋第四幼稚園」は、同じ敷 地内の「淀橋第四小学校」(北新宿3—17—1)へ変更 となります(敷地への入口に変更はございません)。



